米沢市介護保険運営協議会について

# 介護保険運営協議会について

#### 1 介護保険運営協議会の設置

米沢市介護保険運営協議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された常設の附属機関である。また、その所掌事務、組織体制等については、米沢市介護保険運営協議会条例(以下「条例」という。)で規定している。

## (1) 所掌事務について(条例第2条)

- ① 介護保険事業計画の策定に関する事項(高齢者福祉計画を含む。)
- ② 介護保険事業計画の実施に関する事項
- ③ 地域包括支援センターに関する事項
- ④ 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定等に関する事項
- ⑤ その他介護保険の運営に関する事項

## (2)組織体制等について(条例第3条~第6条)

① 定 員:15人以内

② 組 織:1号委員:知識経験を有する者

2号委員:関係団体を代表する者

3号委員:被保険者

③ 任 期:3年間。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間

④ 臨時委員:介護保険事業計画策定に当たって必要があるときは、5人以内の臨時委員を置くことができる。

⑤ 会 長 等:委員の互選により、会長及び副会長を定める。

#### (3) 会議等(条例第7条~第9条)

- ① 委員等の半数以上の出席により開催できる。
- ② 必要に応じて、関係者の出席、意見等の徴取、資料提出を求めることができる。
- ③ 条例に定めのない事項については、会長が協議会に諮って定める。

#### 2 介護保険運営協議会の開催

#### (1)会議の開催について

- ① 会議の開催は、原則1か月前まで開催案内の発送により通知する。当日の出席人数 を把握する必要があるため、期日まで出欠の返信をすること。
- ② 会議資料は、原則1週間前までに各委員に事前送付する。ただし、資料調製の関係で一部資料については当日資料とする場合もある。
- ③ 会議資料及び介護保険事業計画は、当日持参するものとする。

# (2) 今後のスケジュール

年度	開催日等	主な内容
令和3年度	・第1回 10月25日 ・第2回 12月頃 ・第3回 2月頃	<ul> <li>・委嘱状交付</li> <li>・会長・副会長の選任</li> <li>・介護保険運営協議会の概要説明</li> <li>・介護保険事業計画の概要説明</li> <li>・地域密着型サービスの指定・更新</li> <li>・地域包括支援センターの運営方針及び事業 報告等</li> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業に関する 事項</li> <li>・在宅医療・介護連携に係る事項</li> <li>・認知症施策に係る事項</li> <li>・第8期事業計画の施策・事業の評価検証</li> <li>・令和4年度介護保険事業予算案</li> </ul>
令和4年度	・第4回 6月頃 ・第5回 9月頃 ・第6回 11月頃 ・第7回 2月頃	<ul> <li>・令和3年度介護保険事業決算見込</li> <li>・地域密着型サービスの指定・更新</li> <li>・地域包括支援センターの運営方針及び事業報告等</li> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業に関する事項</li> <li>・在宅医療・介護連携に係る事項</li> <li>・認知症施策に係る事項</li> <li>・第8期事業計画の施策・事業の評価検証</li> <li>・令和5年度介護保険事業予算案</li> <li>・制度改正等に係る国の動向</li> <li>・アンケート調査の実施等</li> </ul>
令和5年度	·第8回 6月頃 ·第9回 9月頃 ·第10回 11月頃 ·第11回 2月頃 ·第12回 3月頃	<ul> <li>・令和4年度介護保険事業決算見込</li> <li>・地域密着型サービスの指定・更新</li> <li>・地域包括支援センターの運営方針及び事業報告等</li> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業に関する事項</li> <li>・在宅医療・介護連携に係る事項</li> <li>・認知症施策に係る事項</li> <li>・認知症施策に係る事項</li> <li>・第8期事業計画の施策・事業の評価検証</li> <li>・令和6年度介護保険事業予算案</li> <li>・制度改正等に係る国の動向</li> <li>・第9期事業計画の施策・事業の方針の検討等</li> <li>・第9期事業計画策定・保険料算定</li> </ul>
令和6年度	・第13回 8月頃	・令和5年度介護保険事業決算見込         ・地域密着型サービスの指定・更新

<sup>※</sup>制度改正等に係る国の動向及び地域密着型サービスの指定申請等により、開催時期や回数、内容に変更がありえる。

#### (3)情報の取扱い

- ① 任期中又はその職を退いた後も、正当な理由なしに職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- ② 会議資料の回収は行わないため、書類の取扱いについては細心の注意を払うこと。

# 3. 会議等の公開について

#### (1)会議の公開について

- ① 協議会の会議は、原則として公開とする。
- ② 会議の公開は、傍聴により行う。
- ③ 次のいずれかに該当するときは、協議会の議決により会議を公開しないことができる。
  - ア 個人に関する情報で、特定の個人が識別されるものを扱うとき
  - イ 法人等又は事業を営む個人に関する情報で、公開することにより当該法人等又は 事業を営む個人に著しい不利益を与えることが明らかである情報を扱うとき
  - ウ 意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思 決定に著しい支障が生ずるおそれのある情報を扱うとき
  - エ その他公開しないことに相当の理由があるとき

#### (2) 傍聴者について

- ① 会議を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。
- ② 会議の傍聴者が多数の場合は、抽選により決定する。
- ③ 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。
  - ア 発言、拍手その他会議の進行を妨げる行為をしないこと
  - イ 会長の許可を得ないで写真等の撮影、録画又は録音等をしないこと
  - ウ その他会議の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
  - エ 事務局の指示に従うこと
- ④ 傍聴者が③の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないと きは、これを退場させることができる。

# (3) 議事録について

- ① 会議の議事録は、原則として公開とする。
- ② 議事録は、市ホームページに掲載して閲覧に供する。
- ③ 議事録を非公開とするときは、会議と同様の取扱いとする。

# 米沢市介護保険運営協議会条例

平成12年6月27日条例第48号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、米沢市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (武学事務)

- 第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。
  - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の策定に関する事項
  - (2) 事業計画の実施に関する事項
  - (3) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに関する事項
  - (4) 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第12項に規定する地域密着型 介護予防サービスの指定等に関する事項
  - (5) その他介護保険の運営に関する事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 知識経験を有する者
  - (2) 関係団体を代表する者
  - (3) 介護保険法第9条に規定する被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

- 第5条 第3条に規定する委員のほか、事業計画の策定に当たって必要があるときは、協議会に5人以内の臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、事業計画の策定に関する事項の調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。 (会長及び副会長)
- 第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 協議会の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。 (関係者の出席等)
- 第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則(平成18年6月30日条例第22号)

この条例中第2条の改正規定は公布の日から、第3条第2項の改正規定は平成18年8月1日から施行する。

参考2

# 米沢市介護保険運営協議会審議経過

	日時	内 容
第1回	平成 30 年 10 月 25 日	・会長及び副会長の選出
		・米沢市介護保険運営協議会について
		・介護保険事業計画について
第2回	12月20日	・地域密着型サービス事業者(小規模多機能型居宅介護)の公募
		結果について
		・地域密着型サービス事業者(地域密着型通所介護)の指定について
		・松田外科医院の介護医療院転換について
第3回	平成31年3月7日	・平成31年度介護保険事業勘定特別会計予算(案)について
		・松田外科医院の介護医療院転換について
		・第7期介護保険事業計画の進捗管理について
		・地域密着型サービスの指定等について
		・平成 31 年度地域包括支援センター運営方針(案)について
		・介護人材確保に係るアンケート調査について
第4回	令和元年7月17日	・平成30年度介護保険事業勘定特別会計決算報告(見込)について
		・平成30年度地域包括支援センター事業報告について
		・介護人材確保に係るアンケート調査の集約結果について
		・地域包括支援センター(中部圏域)の公募について
		・地域密着型サービスの指定等について
第5回	令和元年9月26日	・米沢市地域包括支援センター運営業務指定候補事業者の公募
		結果について
		・介護予防事業及び生活支援体制の取組について
		・地域密着型(介護予防)サービス事業所の運営状況について
		・指定地域密着型サービス及び介護予防支援事業所の指定等
		について
第6回	令和 2 年 3 月 24 日	・令和2年度介護保険事業勘定特別会計予算(案)について
		・第7期介護保険事業計画の進捗状況について
		・令和元年度地域包括支援センター運営について
		・第8期介護保険事業計画に係る各種調査について
		・令和2年度地域包括支援センター運営(案)について
		・地域密着型サービス等の指定及び指定更新について
		・地域密着型サービスの定員等の変更について

	日時	内 容
第7回	令和 2 年 6 月 24 日	・令和元年度介護保険事業勘定特別会計決算報告(案)について
		・高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の施策・事業の評価と
		課題について
		・第8期介護保険事業計画策定方針及び各種調査の報告について
		・地域密着型サービス等の指定更新について
第8回	令和 2 年 9 月 25 日	・地域密着型サービス等の指定等について
		・介護のしごと 普及啓発事業について
		・米沢市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(第1章・
		第3章)について
第9回	令和2年11月18日	・米沢市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について
		・地域密着型サービス等の指定について
		・介護予防・日常生活支援総合事業(1号事業)の休止について
第10回	令和3年2月4日	・令和2年度地域包括支援センター運営について
		・令和3年度地域包括支援センター運営(案)について
		・米沢市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画および
		パブリック・コメントの結果について
		・第8期介護保険料について
*	令和3年2月4日	・答申
第11回	令和3年6月28日	・令和 2 年度介護保険事業勘定特別会計決算報告(見込)
		・新型コロナウイルスワクチンに関する進捗状況報告
		・介護予防・日常生活支援総合事業(第一号事業)の指定について
		・介護予防・日常生活支援総合事業(第一号事業)の休止について
		・地域密着型サービス事業所および介護予防・日常生活支援総合事
		業(第一号事業)の廃止について
		・令和3年度介護保険事業勘定特別会計予算について